

福岡県交通対策協議会設置要綱（案）

（昭和 47 年 6 月 2 日）

（設 置）

第 1 条 福岡県における交通対策について調査協議するとともに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、福岡県交通対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 協議会は交通対策に関する重要事項について、調査協議する。
- (2) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組 織）

第 3 条 協議会は次の各号に掲げるところにより、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 12 人以内
- (2) 県議会議員 9 人以内
- (3) 福岡市、北九州市の職員および市町村長 4 人以内
- (4) 運輸事業を営む法人の役職員および労働団体の代表者 13 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 6 人以内
- (6) 福岡県の職員 2 人以内

（任 期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。

- 2 前条第 2 号、第 3 号および第 5 号に掲げる職にある委員が、前項の任期満了前にその職を離れた場合における当該委員の任期については、前項の規定にかかわらず、その在職中とする。
- 3 委員が欠けた場合にその補充として任命又は委嘱された委員の任期は、その残任期間とする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、任期満了時を超えて協議する懸案事項がある場合は、その協議終了時をもって任期満了時とする。ただし、その場合の任期は、3 年を超えないものとする。

（会長および会長代理）

第 5 条 協議会に会長を置き、第 3 条第 1 項に掲げる委員のうちから、委員が選出する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会 議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹 事）

第 7 条 協議会に幹事若干名を置き、県の職員または関係行政機関の職員のうちから知事が任命または委嘱する。

- 2 幹事は、会長の命をうけて会務に従事する。

（福岡県バス対策協議会）

第 8 条 第 2 条に掲げる事業について専門的な調査、検討を行うため、協議会に「福岡県バス対策協議会」を置く。

- 2 福岡県バス対策協議会の協議結果をもって、協議会の結果とすることができる。
- 3 福岡県バス対策協議会に関する事項は、別に定める。

（庶 務）

第 9 条 協議会の庶務は、企画・地域振興部交通政策課において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議を経て、会長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成10年10月26日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年12月21日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年10月6日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年〇月〇日から適用する。